

## ゴシック古典様式カテドラルの成立とその背景： Chartres, Reims, Amiens を中心として（上）

森, 洋

<https://doi.org/10.15017/2329147>

---

出版情報：史淵. 90, pp.39-66, 1963-04-30. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：

# ゴティック古典様式カテドラルの成立とその背景

——Chartres, Reims, Amiens を中心として—— (上)

森 洋

## 序

筆者はさきに「初期ゴシック教会堂の成立とその社会的思想的背景——十二世紀に於ける教会堂のロマネスクよりゴシックへの様式転換に関する一考察——」と題する小論を發表した。<sup>(1)</sup>すでにそれから十年に近い歳月をへてはいるが、その間にフランス留学の期を与えられたという事情もあつて、ゴティック様式の成立完成と、その背後に存するカペー王権の成長との関聯については、一貫した関心を抱き続けて今日にいたつた。たまたま Hans Sedlmayr の一論文を参照する機を得て、<sup>(2)</sup> Viollet-le-Duc 以来認められて来た、カペー王領外にゴティック教会堂は存在しなかつたと云う事実<sup>(3)</sup>に、改めて注目させられたのである。Sedlmayr の主張は、「ゴティック・カテドラルは、王のオリフランム、天与の聖油による塗油、新しい王の神話及び新しい王権理論とともに、視覚的には最も印象力の強い、フランス王の新しい主張を体現している創造物の一つである」とするもの<sup>(4)</sup>で、カペー王権とゴティック・カテドラルの結合の説明も、主として理念的な側面からに限られている。<sup>(5)</sup>かかる現象は果して、「初期のカテドラルはすべて聖俗王領 (die weltlichen und geistlichen Krondomäne) の内に存し、十三世紀後半のそれらは、王領 (Kronland) の拡張を、忠実に跡づけた」事

の最良の説明たり得るであらうか。

十二世紀後半のいわゆる初期ゴティック教会堂群については、たまたまこれらの成立を裏すける理念的な諸現象が、十二世紀前半の王の身辺、特にサン・ドニ修道院長 Suger を中心として存在した事を、筆者はすでに考察した。こうした王権を別格化する動きが、十三世紀以後にも存続し、ますます王権を支持強化して行つたであらう事は想像に難くない。しかしながら、これがカペー王朝黄金時代の王権のすべてであつた訳ではなく、Philippe-Auguste 以後特に、諸王は主たる王権強化手段として、封建法を縦横に活用した事も亦、今日衆知の事実と考えてよからう。<sup>(4)</sup> なほこのべた Sedlmayr の引用中の「王領」(Kronlande, domaine royal)<sup>(5)</sup> という言葉自体に極めて疑義が多いにせよ、これを一応、封建的關係を介在せしめない、直接に王と結びつく、諸所有、諸権利と考えるならば、これは Kronland とは異質のものであり、後者は封建的な諸關係、即ち Hommage を何等かの意味で媒体とする關係によつて、王と結合している筈である。<sup>(6)</sup>

初期ゴティック教会堂群が domaine royal の内にもみ極限された現象であるとしても、それに続く Chartes, Reims, Amiens の三古典様式カテドラル群について同様な事を我々は断定し得るであらうか。何れも Notre-Dame の名を冠するこれら十三世紀の三大カテドラルは、後にのべるようにあらゆる意味において、初期ゴティックに対しても、それに続く教会堂群に対しても區別して考えらるべき必然性を有する。差当つて筆者は、この一群を対象として、これらの地域が——聖俗を問わず——王との間に保持していた關係を、それらカテドラル建立の当事者達の状況を通して考察してみたいと考える。これらのカテドラル群は、何れも後に表示するように、数十年乃至数世紀の歲月と、更に又莫大な費用をもつて建立された。こうしたエネルギーが如何にして発生し、如何にして持続したかの説明を、主として社会的な諸關係の中から探り出してみたいのである。而してその關係の中心に、恐らくは王が存在するであらう事を、予想する事も亦許されるであらう。

筆者のおかれてゐる現状は、かかる問題を設立して、それに関する諸文献諸史料を充分に渉猟することを許さなかつた。更にこうした諸関係のみが、不滅の作品を形成せしめた要因ではなかつた事は言をまたない。こうした諸欠陥にもかかわらず、筆者は一般には漠然と意識されている、カペー王権とゴティック様式カテドラルとの相関関係を、より具体的に把握する試みを敢てしてみたい。これが不充分且一面的なものに留めることは避け得ないにせよ、この欠は、何れ後日を期して補いたいと思ふ。

### 註

- (1) 史學雜誌、第六十一篇第二号、pp. 25-71.
- (2) Hans Sedlmayr, *Die gotische Kathedrale Frankreichs als europäische Königskirche*, Epochen und Werke, Erster Band, Wien-München, 1959, SS. 182-198.
- (3) a. a. O., S. 182, u. Anm. 1; Sedlmayr, *Die Geburt der Kathedrale, die dichterische Wurzel der Kathedrale*, Epochen und Werke, I, SS. 155-169.
- (4) Ch. Petit-Dutaillis, *La monarchie féodale en France et en Angleterre, Xe-XIIIe siècle*, Paris, 1933, passim.
- (5) この語に関する一応の学識史は、拙稿「初期カペー王朝の Domäne Royal」——フヤリツ、一世の時代における——上、史淵第七十六輯、昭和三十三年六月、序、pp. 31-41.
- (6) この観点を特に強調しようとするのは、Robert Fawtier, *Les Capétiens et la France, leur rôle dans sa construction*, Paris, 1942. 特に第四章以下。

## 一、古典様式カテドラルの成立

Chartres, Reims, Amiens 三カテドラルの成立年代は、表一に掲げた通りである。まずこの年代について一言しよう。これら三カテドラル建設の直接の動機は、何れの場合にも、火災で既存のものを焼失した事による。Chartres の場合には一一九四年六月九日夜半の火事で、十一世紀の Fulbert の教会堂を失つた。しかしその正面と塔基部は、一一三四年の当市域の火災後、およそ一一四〇年から一一四五年の間に建立された二鐘楼を、つなぎあわせ、更に Fulbert の会

袖廊部 (le transept)	身廊部 (la nef)	正面・塔 (façade, tours)
南張出; 北張出; 1224-1250 1230-	.....→ 1220 〔献堂〕 17/X/1260	北塔基部; 1140-1145 南塔基部; 1145 ナルテックス; 1150-1155 (Portail Royal)
1230/40 - 1250	{第5~} {第1-} {第9梁間} {第4梁間} 1255-1290 1299-1311	基部; 1247 - 1255 (扉口, 張出庇) 大バラ窓; 1280頃
1238 - 1247 トリフォリウム 1258 高窓・穹窿 -1269	1220 - 1236	基部} 1220/25-1236 扉口} 塔; 1401/1402 塔; 1366

堂の身廊部に接合したものが——Portail Royal (1150-1155)——残存したものである。<sup>(2)</sup> Reims の場合には、十二世紀後半に、大司教 Samson によつて建立された——恐らくは初期ゴシック様式に属する——カテドラルが、一二一〇年五月六日の火災で焼失した。<sup>(3)</sup> Amiens の場合は、一二一八年の火災が既存の会堂を焼失せしめた事情に加えて、一二二〇年に、Constantinople から新遺物が到来した事によつて、新たに大会堂建立の気運が生じ、頭部に隣接していた Saint-Firmin-le-Confesseur 教会堂の敷地をも含めて、新カテドラルの建設に乗り出したのである。<sup>(4)</sup> その後の工事の進行状態を確定する事は困難を伴うが、Chartres ではまず身廊部から着工したものと考えられ、この事は、恐らくは焼失をまぬかれた Portail Royal を新カテドラルの正面として利用する事が第一の課題となつたであろう事を想像する限りにおいて、妥当性を失わない。その後は一二二〇年までに、殆んど一息に工事を完了し、更に袖廊部の張出しを加え、一二六〇年十月十七日に献堂式を行った。Reims の場合には、定石通りに祭室部から工事が始まり、恐らくは袖廊の一部をも含めて第一現場が形成された。一二四一年九月七日には、祭室部が礼典執行に耐える程に完成したために、これが司教座聖堂参事会 (Chapitre) に引わたされ、ついで袖廊部の完成をまつて身廊部に移り、

表 I

	祭室部 (le choeur)								
Chartres	1194.....								
Reims	1211 — 1241 (7/Ⅸ)								
Amiens	<table border="0"> <tr> <td>祭室部</td> <td>1238—1247</td> </tr> <tr> <td>廊部</td> <td rowspan="2">1258</td> </tr> <tr> <td>放射状祭室</td> </tr> <tr> <td>トリフォーリウム</td> <td rowspan="2">—1269</td> </tr> <tr> <td>高窓・穹窿</td> </tr> </table>	祭室部	1238—1247	廊部	1258	放射状祭室	トリフォーリウム	—1269	高窓・穹窿
祭室部	1238—1247								
廊部	1258								
放射状祭室									
トリフォーリウム	—1269								
高窓・穹窿									

う。祭室部の頭部——放射状祭室部と廻歩廊(déambulatoire)——の完成後、当然高部——トリフォーリウム(triforium)、高窓、穹窿——の工事を進めた筈であるが、今日の当該部分は、一二五八年の火災後の工事であることを、後述する当該部分の様式の相違が示している。

以上の如くして、これら三カテドラルは何れも Philippe-Auguste (1180-1223) の治世に着工し、Reims の一部をのぞいては、何れも Louis IX (1226-1270) の治下に、その主要部分を完工せしめた。資金難のために比較的長時間を要した Reims を別とすれば、その所要年数は約半世紀である。こうした長年月にもかかわらず、これらは何れも、ほぼ完全な様式上の統一を確保し得ている。唯一の例外は Amiens の祭室部・袖廊部であるが、これとても内観外観の一貫性を破るものではない。<sup>(6)</sup> この事は、これらカテドラルの立案の瞬間から完成にいたるまで、一貫した強い意志が働いていた事

袖廊部につながる五梁間を完成した後に、正面三扉口、ついで大バラ窓を完成した。身廊とこの正面部をつなぐ四梁間の建設は、——恐くは資金難のために——十四世紀初頭の事に属する。これらの工事進行順序は、主として後述する建築家の存在の復原との関係において決定される。Amiens においては、工事は身廊部から始まった。この現場は正面扉口部をも含んでいたものと思われるが、この順序は恐らく Saint-Firmin-le-Confesseur を、差当つての典礼執行の場として確保する必要から生じたもので、身廊部と正面(フリーズまで)との完成をまつて、Saint-Firmin 会堂を破壊し、祭室部・袖廊部に着手したものであ

を物語るものと云えよう。

外観上これら三カテドラルの第一の共通点は、その壮大さである。その規模を、試みに十二世紀の初期ゴシックのつである、*Noton* の数字と比較すれば、表Ⅱの如くなる。この表によつてみれば、これらがほぼ共通の規模に到達していること、更に十二世紀の初期ゴシックのカテドラルに比

身廊幅	身廊部側廊幅	穹窿高	側廊高	正面塔高
$\frac{m \ 10.50}{m \ 20.00}$		m 21.50		m 50.00
m 16.50		$\frac{m \ 37.25}{m \ 36.55}$	m 14.00	$\frac{m \ 115.00 \text{(北)}}{m \ 105.00 \text{(西)}}$
m 14.65	m 7.74	m 37.95	m 16.40	m 81.50
m 14.60	m 8.50	m 42.32	m 18.80	$\frac{m \ 66.65 \text{(北)}}{m \ 65.00 \text{(南)}}$

して、何れも飛躍的に大きな数字を示していることが明かとなる。より大規模な教会堂と云う要求は、初期ゴシック以来の一貫した目標ではあつたが、この課題は此処で、少くともフランスにおいては最高の数字をもつて解決されていると云えよう。

このことは、十三世紀前半の *Chartres*, *Reims*, *Amiens* の工事現場において、ゴシックの建築技法が、その最高の能力を発揮し得た事を物語つて居り、又このことこそ、我々をしてこれら三カテドラルの様式をゴシックの古典様式とみなさしめる所以でもある。

挿図Ⅰの平面図によつても明かなように、これらのカテドラルは、ほぼ共通したプランを有している。第一に祭室部が巨大な面積を占め、これらは何れも五 (*Reims*) 又は七 (*Chartres*, *Amiens*) の放射状祭室 (*chappelles-rayonnantes*) と一重

表 II

	全 長	祭室部長	袖 廊 長
Noyon	m 103.00	m 29.00 (放射状祭室 まで)	m 46.50
Chartres	m 130.20	m 37.00 (放射状祭室 廻廊を含まず)	m 64.50
Reims	m 149.17		m 61.25
Amiens	m 145.00		m 70.00

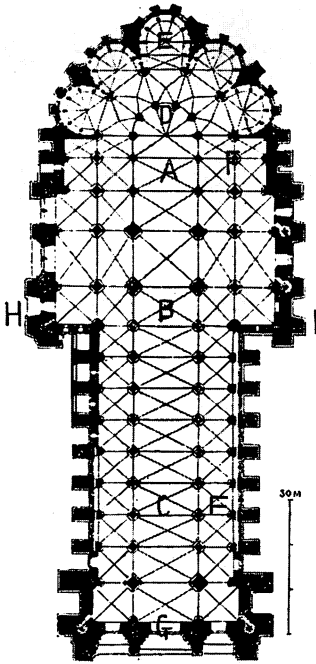
得した事を意味し、且フォルムレの頂点を、オジューヴの交点と一致する点まで——尖頭アーチの適用によつて——高めることにより、穹窿横圧力も亦著しく弱められる。この穹窿の採用は、身廊の一梁間をそのまま側廊の一梁間に対応させる可能性を生み、従つて側面構造 (élévation) における強柱弱柱の交代を排除せしめ、穹窿そのものの統一的な印象と相まつて、カテドラルの内部に単純な統一性を与えるにいたつた。<sup>(12)</sup>

(Reims, Amiens) 乃至二重 (Chartres) の廻廊 (déambulatoire) と何れも二重の側廊 (bas-côtés) をそなえている。第二に袖廊部は、何れも殆んど祭室部に包摂されているが、而も共通して一・二梁間の張出しと、一重の側廊と、三扉口を有する南北それぞれの正面をそなえている。第三に身廊部は、六梁間 (Chartres, Amiens) 乃至九梁間 (Reims) を有し、何れも一重の側廊をもつ。Reims のそれが、特に長いのは、フランス王の戴冠式挙行の特権の故と考えられる。第四にこれらの身廊部は、何れも南北双塔をもつ正面をもつて終る。

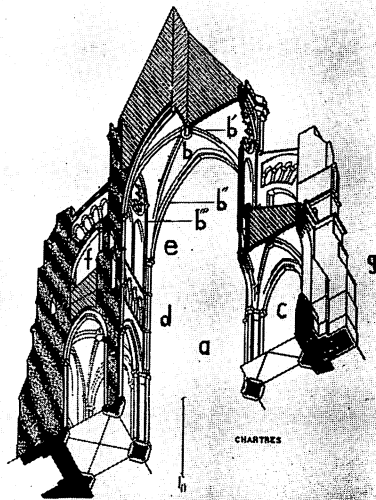
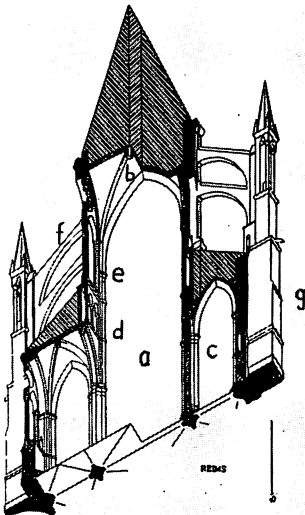
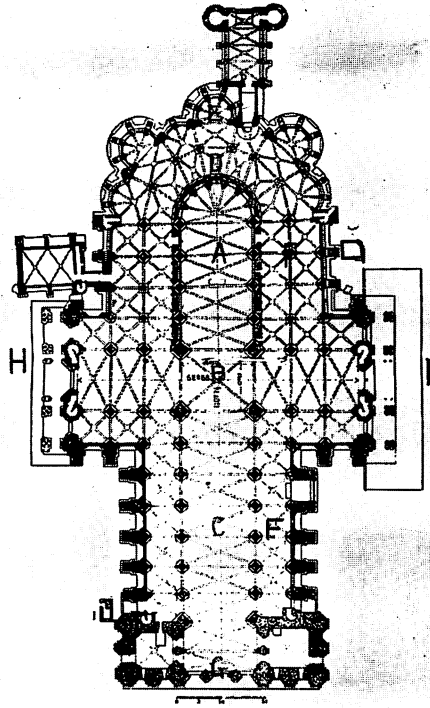
穹窿は何れも矩形四分オジューヴ穹窿 (voûte d'ogives bartongue) である。(以下挿図IIを参照されたい。) この限りにおいて、十二世紀の初期ゴティック群に共通な六分オジューヴ穹窿 (voûte d'ogives sexpartite) とは完全に絶縁した。この事はオジューヴ穹窿原理が、その最も完全な、従つて単純な様相を獲



REIMS



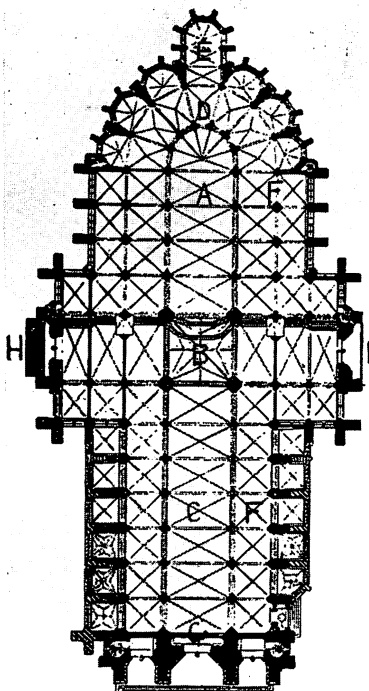
CHARTRES



ゴシック古典様式カテドラルの成立とその背景(上)(森)

AMIENS

図 I (平面図)



(補註)

(Merlet, pp. 40—41 ; Demaison, p. 4 ; Boinet, p. 4.)

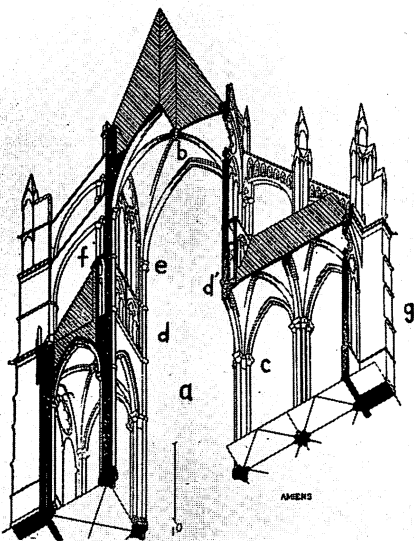
- A 祭室部
- B 袖廊部
- C 身廊部
- D 祭室部廻歩廊
- E 放射状祭室
- F 身廊部・祭室部側廊
- G 西正面
- H 袖廊部北正面
- I 袖廊部南正面

(補註)

(Choisy, II, p. 439, fig. 11 ; p. 441, fig. 13 ; p. 444, fig. 14.)

- a 身廊
- b オジーヴ穹窿
- b' オジーヴ
- b'' ドウブロー
- b''' フォルムレ
- c 側廊
- d トリフオリウム
- d' Amiens の祭室部の場合にのみこの部分の外側も窓になっている。
- e 高窓
- f 飛梁
- g 扶壁体

図 II (断面図)



こうした穹窿の完成は、初期ゴシックにおいては側面構造上不可欠であつたトリビュース (tribune) を追放した。即ち、側廊・アーチ列 $\parallel$ トリフォリウム (triforium)  $\parallel$ 高窓が、此処において側面構造の典型となつたのである。これら諸要素のうち、トリフォリウムとは、側廊アーチ列の上部に位置する小アーチ列であり、Chartres, Reims の全体、及び Amiens の身廊部においては、その外側が石板によつて被われている。Amiens の祭室部——即ち一二五八年以後の現場——では、この部分もガラス窓となつていて、高窓列と殆んど分ちがたい。これを年代的に併行する Reims の身廊部の現場と比較すれば、前者の現場が、いち早くレイヨナント様式をとり入れた大胆さを認めねばなるまい。高窓列は、Chartres 及び Reims は下部に二つの細長い窓を開き (Chartres においては高さ七米)、上部に一バラ窓を開く。Amiens にいたれば、この二つの窓が更にそれぞれ二分されて、各一つのバラ窓を有し、更にその上部に一バラ窓を冠する (全長十二米)<sup>(13)</sup>。この変化は結局壁体面積を可能な限り減少しようとする努力のあらわれに他ならないが、若しも Chartres や、遡つて Paris 以前に見られるような、窓枠内に残存する壁体面積が、多少ともに穹窿横圧力を支えるのに役立ついたとすれば、<sup>(14)</sup>此処でも我々は又しても Amiens の技法の大胆さを印象づけられる。

穹窿横圧力は、これらの側面構造と共に、外部からの飛梁 (arc-boutant) によつて支えられた。Paris で一一九〇年頃から採用されたこの構造が、<sup>(15)</sup>飛躍的にゴシックの建築技法を發展させた事は云うまでもないが、飛梁も、Chartres, Reims, Amiens と進むにつれて、そのプロファイルは次第に厚みを失ひ、逆に順次傾斜度を増した。<sup>(16)</sup>此処でも Amiens はその技法の一極限を示していると云い得るであらう。

以上の簡単な敘述からも明かなように、これら三カテドラルは、十二世紀の初期ゴシック様式からは完全に区別さるべき完成体を示している。矩型四分穹窿の完成は、六分穹窿の自然な發展である事が可能であるとしても、これを支える三層構造は、Sens を除いて初期ゴシック期には見出し得ず、プランの面で、特に廻歩廊<sup>デラムビュラトリアル</sup>と放射状祭室を有する

祭室部の様式は、初期ゴシックの Saint-Denis, Noyon, Sens, Laon, Paris には存在しない。後二者の当該部は特にシトー派風の円頭型をなしてゐる<sup>(17)</sup>。

次に注目すべきは、Chartres, Reims, Amiens 三者の地理的な関係である。これらは何れも Ile-de-France の周辺部に位置しながら、しかもこの地方を三方からかこんでゐる。従つて三者間の位置は、Paris を中心として Chartres-Reims 二四八軒、Chartres-Amiens 二二五軒、Reims-Amiens 一六八軒と云う関係にある。この関係は、これら三カテドラルがこれらのみでの相互的影響の下にその様式を完成せしめたとする仮定、又は、初期ゴシックからの直接の影響関係の仮定等を何れも無条件には成立させぬものとするであらう。更に距離上は最も近く、Reims, Amiens 二者の間は、その根本においては相等しくとも、相互に相異なる傾向が看取される。即ち前者が保守的であるに反して、後者は極めて大胆である。この事實は、この両者の間に一つの中間項を要請せしめ、そしてこの要請は、Reims から五四軒の距離に存する Soissons のカテドラルによつて満たされる。この会堂は、その建立年代においても、その様式においても Chartres に酷似する<sup>(18)</sup>。かくして年代及び地理的位置から、一応 Chartres → Soissons → Reims と云う相関々係が我々に推定し得るものとなるであらう。

最後に我々はこれらの一群がもつ共通項とその源流を一瞥せねばならない。すでにのべたように、その共通項とは、穹窿の様式を別とすれば、放射状祭室と廻歩廊デファクトエリートとを伴う祭室部プランと、側面の三層構造である。祭室部プランについては、近くは Saint-Denis 以下 Sens, Noyon の「いわゆる「Saint-Denis 派」がある<sup>(19)</sup>。これらと、古典期の祭室部プランとの相関々係については、疑う余地がないであらうが、Saint-Denis 以前についてはどうであらうか。廻歩廊デファクトエリートと放射状祭室の存在自体は、——たとえ Saint-Denis でこれらが殆んど新しい形をととのえているにせよ——少くとも Cluny 派の様式にまで我々を遡らしめる<sup>(20)</sup>。側面三層構造は、初期ゴシック期では Sens へのみ見出されるが、これ

その他ならぬ Cluny 派の産物であるとせねばならぬ。特に高窓列及びその周辺の壁体の処理を、穹窿支持の観点から考察し、Cluny → Saint-Denis → Paris → Chartres → Reims の発展系列の推定が、Cluny を復原した Conant 自身によつてなされている事は、如上の仮定を強めていふこと云々<sup>(22)</sup>。

Cluny 修道会において、修院 (abbaye) は Cluny 唯一つであり、この母から各地に娘修道院 (priourés) が分れて行ったように、この一大帝国の及ぶところは、例外なく Cluny III の教会堂様式が及んだ。特に十二世紀前半の Bourgogne 及び Paray-le-Monial 以下同派の修道院附属教会堂のみならず、Autun, Beaune 等のカテドラルや教区教会堂までが殆んど同一様式を採用するにいたつた。而して Sens は地理上正しく Bourgogne に接してゐた訳である。従つて此処のカテドラルが、初期ゴシック教会堂群中唯一の三層側面構造をとつてゐる理由も、これによつて説明され得るかも知れない。<sup>(23)</sup>

以上の主として建築物そのものの分析を通じての所与から、我々は問題を次のように限定し得るであらう。第一に対象の範囲としては、直接的には Chartres, Reims, Amiens の三カテドラルに、同一群に属するものと推定される Soissons のカテドラルを加える。間接的にはこれらの建築様式の源流をなすものと推定される Cluny 修道院附属教会堂 (Cluny III) 及び同派の Bourgogne 地方の諸修道院 (priourés) 教会堂群及び同一様式をつたえる教会堂群を念頭におく。そしてこの範囲内で、如何なる社会的關係が、この様式を採用し、或はその成立を助けたかを考察したい。以下第二章以下はその直接当事者たち——建築家及び司教座聖堂参事会 (chapitre)——と、その頂点に立つ司教、大司教、修道院長等を考察の対象とし、可能な限り王との關係をも確かめたいと思つ。

## 註

(1) 本表に R. Merlet, *La Cathédrale de Chartres*, nouvelle éd., Paris, 1956, pp. 17-21, 28, 43, 49, 51; L. Demaison,

*La Cathédrale de Reims*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, 1954, pp. 22-29; A. Boinet, *La Cathédrale d'Amiens*, 5<sup>e</sup> éd., Paris, 1959, pp. 11, 29, 39-40. (同) Petites Monographies des Grands

Édifices de la France.) によつて作製した。もとより各年代について、それぞれ異論はあるが、それらを個々に検討する手段がないので、註記する労をばういた。主たるものについては、本論中に言及する。

(2) Merlet, *op. cit.*, pp. 17-20, 28. Fulbert の会堂は一〇三七年十月十七日献堂のもので、未だ木造天井を有していた。長さ 105m 幅 34m あり、当時としては、大規模なものに属す。

(3) Demaison, *op. cit.*, pp. 9-10. 十二世紀のカテドラルについて、その詳細は殆んど知られていない。しかし現存のものとはほぼ等しい規模を有していたであろう事は、一九一四—一九一八年の Deneux の発掘によつて明かになつた。

(4) Boinet, *op. cit.*, pp. 9-10. 既存のカテドラルは、一一三七年着工、一一五二年献堂のもので、様式はロマネスクである。

(5) M. Aubert, *La Cathédrale de Chartres*, Paris, 1952, p. 10.

(6) これら三カテドラルに見られるような様式の一貫性は、特にゴシック期に関して必ずしも一般的ではない。「新しい建築家がすべての獨創性をすてて、その先輩たちのモデルを写しとるに留り、例えば、その先任者が祭室部について引いたプランとフォルムを、身廊部にも適用するに留るといつた事は、極めて稀な例に属する。反対にこれらの建物は、それらの各部分に属するさまざまな時代の徴を、むしろ保存している事が認められる。」(Stein, *Les Architectes des Cathédrales gothiques*, Paris, 1929, p. 39.)

ゴシック古典様式カテドラルの成立とその背景(上) (森)

(7) 本表は M. Aubert, *Cathédrale de Chartres*, pp. 12-13; E. Houvet, *Monographie de la Cathédrale de Chartres*, Chartres, 1927, p. 18; Demaison, *op. cit.*, p. 39, n. 1.; Boinet, *op. cit.*, p. 21, n. 1.; C. S. Seymour, *Notre-Dame of Noyon, in the twelfth century. A Study in the Early Development of Gothic Architecture*, New Haven, 1939, p. 101. によつて作製した。

	全 長	身 廊 幅	穹 窿 高
Senlis	m 67.00	m 9.70	m 18.00 (1504年以前) 22.70 (1293年以後)
Noyon	103.00	10.50	22.70
Laon	90.00	12.00	24.00
Sens	113.50	15.25	24.40
Paris	122.50	13m~14m	32.50
Chartres	130.00	16.40	36.05

製した。

(8) 更にこの点の理解を助けるために、Seymour, *op. cit.*, p. 101, n. 1. に示された初期ロマンチック群の Chartres の簡単な比較を掲げ。

(9) 拙稿「初期ロマンチック教会堂の成立」pp. 32-33(128-129), 36-40(132-136)。

(10) 全長については Reims が、身廊幅一柱心から柱心、側廊を含む一に二つに Chartres (Hou-

vet, *op. cit.*, p. 18.) が最高の数字を示す。穹窿高について Amiens 4 Beauvais 6 48m. 20 (V. Leblond, *La Cath. drale de Beauvais, nouvelle éd.*, Paris, 1956, p. 33, n. 1.) に及ぶが、後者は、工法がいささか大胆に過ぎ、一二七二年完成後約十年にして、一二八四年に崩壊し、再建された (Leblond, *loc. cit.*, p. 11.)。従つてゴシック工法による穹窿高の限界は、Amiens のそれに存すると考えられよう。

(11) 先にかかげたカテドラル各部の建立推定年代表によつても明かな如く、Reims の身廊部は、正面基部の建設を間にはさんで、現場により行われている。この事から、十三世紀には正面が袖廊に続く五梁間に接続して建設されたが、その後約百年して、戴冠式の際の群衆を収容するために身廊をのぼす必要が生じ、王の命によつて、正面を今日の位置に移し、身廊三梁間を加えた云う伝承がある。この事自体全くあり得ぬ事は言をまたない。第一にこの王の命令は残存せず、第二に巨大な正面の石をくずして後、これを積みなおすまづ、この石材群を置く場所を見出し得なう。Demaison, *op. cit.*, pp. 24-25.

(12) Merlet, *op. cit.*, p. 31.; Demaison, *op. cit.*, p. 39.; Boinet, *op. cit.*, p. 23. 此處に「*オジーヴ穹窿 (voûte d'ogives, croisée d'ogives)*」の一般的な説明が要求されるであろう。この穹窿様式は、石造天井に必然的に伴う穹窿横圧力の処理のために要請されたものであつて、十三世紀の古典期のそれについてみれば、半円形のアーチ——これをオジーヴと呼ぶ

——二本が基本となる。梁間 (travée) に対角線をなしてオジーヴ二本を交叉せしめて架し、梁間の建物軸と直角及び平行の諸辺にそれぞれアーチを架して——前者をドウブロー (doubleaux), 後者をフォルムレ (formers) と呼ぶ——枠とし、それらによつて形成された空間を八箇の球面三角形に分つて、碎石をもつて埋め、セメントでかためる。この構造は、次のような利点を有している。即ち

(1) 穹窿の全重量、横圧力が、合理的に四隅の柱に導かれ、解決され得る。  
 (2) 従つて壁体面積、及び側面構造 (élévation) を極限まで縮少し得る。

(3) 如何なる形の空間にも——例えば祭室部廻歩廊デナムレユアトールや放射状祭室の如き——適用が可能である。

我々がこのオジーヴ穹窿をもつてゴシック建築の第一原理乃至は標識とし、更にその初例を Iabé Sugar の Saint-Denis に求めることは、今更再説を要しない。ちなみに、十二世紀においては、未だこれのみでは充分に穹窿横圧力を解決し得たため、オジーヴの交点に、更に一本ドウブローを加えて補強した。これを六分穹窿 (voûte-sexpartite) と呼ぶ。Cf. Viollet-le-Duc, *Dictionnaire raisonné de l'architecture française du XI<sup>e</sup> au XV<sup>e</sup> siècle*, t. II, v<sup>o</sup> 《Cath. drale》; Pol Abraham, *Viollet-le-Duc et la rationalisme m' di val*, Paris, 1934; Chouisy, *Histoire de l'architecture*, t. II, Paris, 1929, pp. 268-300.

(3) Merlet, *op. cit.*, p. 31-33; Demaison, *op. cit.*, p. 39; Boinet, *op. cit.*, p. 23-26.

穹窿横圧力は更に側面から、側廊及びアーチ列、トリフォリウムによつて、又その外側からは、飛梁及び扶壁体によつて支持される。六分穹窿を架する場合には、この部分は二つの制約を課せられた。即ち

① 側柱列が一本おきに、オジーヴ、フォルムレ、ドウブローを受けるものと、中間のドウブローを受けるものに分たれ、従つて、前者は副柱を多く伴つた強柱に、後者は単純な弱柱にと、交代せざるを得ない。

② 側廊とトリフォリウムのみでは不十分であるので、この二者の間に、トリビューヌをもうけた。

これらはParisの段階になると、柱列下部を円柱に統一し、トリビューヌを残して、トリフォリウムの位置にバラ窓列を開き得ることになつた。

これらはすべて共通の目的として、高窓列の開口面積を如何にして確保するかと云う課題に奉仕しているが、古典期の三層構造は、その最良の解決を示していると云えよう。更にレイモナント様式時代になると、トリフォリウムをも廢して、高窓を拡張し、二層構造をなすに至る。

Cf. Viollet-le-Duc, *Dictionnaire*, t. II, pp. 288-291, t. IV, p. 319; Aubert, *Notre-Dame de Paris, sa place dans l'architecture du XII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1929, pp. 82-86, 89-96; Choisy, *op. cit.*, p. 424 et sq.; Seymour, *op. cit.*, p. 135.

「ゴシック古典様式カテドラルの成立とその背景(上)」(森)

et sq.

(4) K. J. Conant, *Observations on the Vaulting Problems of the Period 1088-1211*, Gazette des Beaux-Arts, 86th Series, Vol. 26, 1943-47, pp. 131-133.

(5) M. Aubert, *Notre-Dame de Paris* pp. 103-106.

(6) Merlet, *op. cit.*, pp. 33-35; Demaison, *op. cit.*, pp. 55, 60; Boinet, *op. cit.*, p. 41.

(7) これら初期ゴシック会堂につづいては前掲拙稿参照。

(8) この距離は、現行のフランス国道のそれである。Chartres-Amiens, Chartres-Reimsの距離は何れもParis經由であるが、この経路はほぼ直線距離に近く、十三世紀の交通路と今日とのその相違を、厳密に立証することは、差当り不可能であるが、大差なきものと推定した。

(9) P. Lavedan, *Histoire de l'art*, t. II, *Moyen age et temps modernes*, 2<sup>e</sup> éd., Paris, 1950, pp. 159, 167, 170-171. Soissonsの祭室部の完成は一二二二年、身廊部は一二二五年。規模はさほど大きくなく(穹窿高三〇米)、特に袖廊部が半円型で、Noyonの影響下に在る(Seymour, *op. cit.*, p. 111 et passim.)。しかし全体として、このカテドラルは明らかに「Chartresの娘」である。

(10) Seymour, *op. cit.*, p. 112 et sq.

(11) 一〇八九年に着工し、一二三五年に完成した——ナルテックスの完成は一二三〇年——Cluny IIIは、フランス革命に際して没収され、一七九八年に2,014,000 fr. で、Maconの商人



に売却された。後者は一八〇〇—一八〇一年に道路をひらくためにこれを破壊し、一八一一年に中止はしたが、その後一八二三年まで残部も次第に崩壊したので、今日袖廊部の一部(南)が残存していない。

主として Conant によつて復原された Cluny III のプランは次の通りである。双塔の正面に続き、五梁間のナルテックス(三三米)、二重側廊をそなえた十一梁間の身廊部(長さ六八米、幅三三・六〇米)、二重袖廊、及び廻歩廊と五放射状祭室を伴う祭室部(内陣まで三九米、廻歩廊幅五・五〇米、放射状祭室長四・五〇米)、全長一七一米の規模を有する。

Jean Virey, *L'abbaye de Cluny*, 4<sup>e</sup> éd. revue, Paris, 1957, pp. 13, 27, 30-31.

⑧ Cluny III の構造は次の如くである。穹窿は半山筒型穹窿(voûte-en-berceau)で、(穹窿高三〇米)その断面及びトゥブローは尖頭アーチ型である。その横圧力は主として壁体(厚

さ二・三五米)、トリフォリウム、二重側廊によつて支えられた。そして高窓をも含めて三〇一の窓を開く事を敢えてしたが、一二二五年に崩壊し、その後再建された部分は外から飛梁で支えることによつて保たれた。K. J. Conant, *op. cit.*; Virey, *op. cit.*, pp. 30-31.; Chouisy, *op. cit.*, II, p. 216 et sq.

⑨ Saint-Denis の現教会堂身廊部はレイヨナント様式であるが、Suger 当時のそれが如何なるものであつたかは不明である。Crosby の発掘は、Suger 当時の工事が袖廊部に続く身廊部二梁間に留る事を明かにした。残部は差当り、カロリンガ朝期の身廊を利用していた訳であるが、その二梁間についても構造は明かでない。

Crosby, S. M., *New Excavations in the Abbey Church of Saint-Denis*, Gazette des Beaux-Arts, LXXXVI, Vol. 26, 1947, pp. 119-120, 124-126.

## 二、建築家と現場の労働力

前章において述べた如く、Chartres, Reims, Amiens の三カテドラルの建築技術が、ゴシック様式のそれとして、ほぼ極限を示しているとするれば、その当事者の内には当然その技術をマスターした専門家の存在を我々に予想させる。しかしながら十三世紀に入つても、このことは十二世紀の場合と同じく、彼らの存在を示す史料は極めて乏しい。幸ひして、Reims と Amiens の場に、その身廊部舗石上のラビラント(Labyrinth) 中央の大理石板上に、それら棟梁達の

存在と名とを伝えていた。

Amiens のラビラント中央石板は、下記の如き銘文を有していたと推定される。

「紀元一二二〇年ニ、コノ教会ノ業ハ始メラレタ。教区ノ司教ハ当時 Evarard [de Fouillo] ギアリ、フランス王ハ Philippe le Sage (Auguste) ノ子 Louis キアル。コノ業ノ長 (maitre de l'oeuvre) タリシモノハ Robert de Luzarches ト呼バレ、ソノアトハ Thomas de Cormont ガツイダ。サラニンノ後ハ、ソノ息 Renaud ガツギ、彼ハ 紀元一二八八年ニ、コノ銘文ヲ置カセタ。」<sup>(2)</sup>

以上の銘文から、我々は Amiens の設計者が Robert de Luzarches であつたことを疑わないし、又、今日復原されている中央石板上の四人の像が、——後に述べる Reims の当該部から類推して、——司教にして当カテドラル建立の開始者である Evarard de Fouillo と、三人の棟梁達であつたとすれば、<sup>(3)</sup>カテドラル建立に當つて彼らに歸せられている責任と名譽の大なるを疑わない。他方、如上の一般の解釈に対し、<sup>(4)</sup>《maitre de l'oeuvre》——magister operis, magister operum——と云う表現が、当時いわゆる棟梁を意味せず、工事現場の、特に経済面での最高責任者を指して用いられる事を思えば、<sup>(4)</sup>如上の推定は、必ずしも無条件に受けられるものではなく、<sup>(5)</sup>上記の Robert de Luzarches にしても、その名がほぼ同時代の Noyon の一文書中に、司教座聖堂参事会員 (Chanoine) の資格で見出される事実に、<sup>(5)</sup>別箇の意味を与え得るかも知れない。しかしながら差當つては、余りにも一般化した建築家、Amiens の設計者としての彼の栄光をくつがえすに足る充分の史料はない。その場合にも、Luzarches と云う地名から、<sup>(6)</sup>彼が Amiénois 或は Picardie 出身者でない事は、どうやら事実のようである。

Reims のラビラント中央石板にも同様に五人の人像が描かれて居り、且そのそれぞれに銘文が付されていた模様である。<sup>(7)</sup>この石板の中央に位置する人物は、その銘文は十七世紀当時すでに解読不能になつていた様であるが、一二二一年に

当該カテドラルの定礎を行った大司教 Aubri de Humbert であることは、ほぼ確実である。それをかこむ四隅の張出しの銘文は次の如くである。

先ず入口から向つて右側。

「Bernard de Soissons 三十五年間業ノ長 (maître des ouvrages) ニシテ、五梁間ヲナシ、西ニ〔窓ヲ〕開イタ。」  
向つて左側。

「Gaucher de Reims 八年間長ニシテ、庇 (vousures) ト扉口ヲ開イタ。」

祭室部より、向つて右。

「Jean d'Orbais 彼ハ教会堂ノ頭部 (la coiffe) ヲ始メタ。」

向つて左側。

「Jean le Loup, 彼ハ十六年間当教会〔工事ノ〕長デテリ、扉口〔工事〕ヲ始メタ。」

以上四人のうち、このカテドラルの設計者——即ち全体を立案し、一二二一年以後の工事を指導した人物——は、「教会ノ頭部ヲ始メタ」Jean d'Orbais である事は自明である。その名からして、彼が Reims 大司教区中 Soissons 司教区に属する Orbais (又は bourg d'Orbais) の出身であり、しかも一般に云われているように、Orbais 修道院付属教会の頭部が Reims のそれと酷似する点は、極めて示唆に富むものである。<sup>(8)</sup>

Jean d'Orbais がこうして当カテドラルの祭室部から始めたとすれば、そして又それを完成しなかつたとすれば、当該部を完成し袖廊に及んだのは、「扉口ノ工事ヲ始メタ」Jean le Loup か、或は「庇ト扉口ヲ開イタ」Gaucher de Reims である。その順序については疑問の余地があるが、袖廊正面の印象と、西正面の華やかな庇 (vousures) の印象とを比較すれば、袖廊扉口を Jean le Loup の仕事とし、Gaucher de Reims はむしろ西正面ニ扉口にあてらるべきであらう。西

正面は扉口が建設されて、始めて大バラ窓を冠し得るのであるから、「西ニ窓ヲ開イタ」Bernard de Soissons は、コンパスで大きな円を描いているその図像からしても、大バラ窓の作者として Gaucher de Reims の後に来る。こうして四人の棟梁の序列は、ほぼ確定し得、それに伴つて、各部の建設年代の推定も可能となつたのである。そして身廊部については、Bernard de Soissons の建設した「五梁間」(cinq volées) と正面をつないだのが、伝説的に「Notre-Dame de Reims の不滅の作者」Robert de Coucy (+1311) であつた。<sup>(11)</sup>

不幸にして我々は Chartres の建築家の名を知らないが、<sup>(12)</sup> 如上の所与は、この時期のカテドラルの建築家について、我々に一般的な概念を与えてくれる。

第一に彼らの出身地である。Reims の場合には、不明の一人を除いて彼らのうち二人は Champagne の同一司教区 Soissons から出づる。Gaucher de Reims は、ほぼ疑問の余地なく Reims そのものの出身であらう。Amiens の場合には、初代は Paris 近郊の Luzarches の出と解されるが、後の二人——父子——の出自を筆者は明かにし得なかつた。以上から、我々は次の如き結論を引き出し得る。カテドラルの立案設計にあたるものは、その地の出身である必要はないが、比較的近い現場で養成された経験豊かな建築家の中から選ばれて招聘される。そして二代目以後の指導者は、当該現場から育成される可能性を有する。特に Reims の場合に、前章で述べた Soissons との関係が、此処でも間接的に裏づけられ、Bernard de Soissons が Soissons 市周辺部の丘の上に、今日では正面双塔の形骸のみを残す Saint-Jean-des-Vignes の建築家でもあつたとすれば、<sup>(13)</sup> この関係の推定はますます強められるであらう。

第二に、これら建築家の経歴が以上の如きものであつたとすれば、<sup>(14)</sup> 彼らがいわゆる corporation を形成する事は、事實上不可能であつたと考えなければならぬ。<sup>(15)</sup>

彼らの apprenticesage と棟領の経歴は、必ずしも同一現場でつながらぬし、若しその点に厳しい規約をもうけたにして

も、教会堂建築の性格上、同一現場において恒常的永続的な需要が保証されることはない。大きなカテドラルにして尚半世紀でその主要部を完成していたとすれば、仮に全ヨーロッパにその場を求めるとしても、一人の棟領が生涯に一度その建設を指導する機に恵まれるか否かは疑わしい。又 Corporation 結成の要求が、品質管理の面から出たとすれば、誇らかに司教都市に君臨するカテドラルの工事は、質量ともに衆人の監視下におかれていた筈である。かくて我々はこの職業分野に関する限り、Corporation の結成は全く無意味であり、その存在推定の可能性も乏しいと考えなければならぬ。事実彼らは——恐らくは個別的に——司教座聖堂参事会と契約し、それに基いて、給与、居住、衣食等の保証を受けていた。<sup>(17)</sup>

第三に彼らの社会的地位の高さである。この事の立証に当つては、何よりも彼らの像と名が、司教、大司教のそれとならんで、ラビラント中央石板上に記されていた事実が雄弁である。Amiens の Robert de Luzarches は後に、Noyon の司教座聖堂参事会員となつたと推測されるが、或は彼らは司教座聖堂参事会員又はそれに準ずるものとして扱われていたかも知れない。<sup>(18)</sup> 又経済的にも彼らは優遇されていたと思われる。Reims の Bernard de Soissons は、一二八七年 Philippe le Bel の戴冠の taille と同じ、Saint-Denis 教区からは五 sous、Saint-Symphorien 教区からは百 sous を課税されていた。<sup>(19)</sup> この数字を一二九二年に Paris の Saint-Germain l'Auxerrois 教区と石工 (maçon) Renaud と Jehan Pasquier が taille としてそれぞれ課税された額十二 deniers、或は la rue de la Boucherie に住む石工 (建築家?) Pierre の課税された額百九十二 deniers と比較すれば、Bernard de Soissons の富の程度は自ら明らかになる。<sup>(20)</sup>

彼らの下に働いた工人、労働者について、全く史料を欠く現在、推測の域を出ないが、恐らくは彼らも同様の方法待遇によつて集められたものであろう。工事現場の雑役奉仕については、特に Chartres において、各地から集まつて来た群衆によつて結成された一種の講 (Confréries) の存在が推定されてゐる。<sup>(21)</sup> Reims や更に Amiens の建設に際しては、その種の講は募金 (quête)<sup>(22)</sup> のために各地に結成されたものと考えられ、これらについては後に述べるが、Chartres の場合

には、一一四五年の場合にも、一一九四年の場合にも、ほとんど同様な熱狂的奉仕運動が展開された事が伝説化し、何人も疑をさしはさまなくなつた。<sup>(23)</sup> 後者については、筆者はそれが如何なる史料に基くかを詳らかにしないが、前者については有名な二書簡がある。即ち Saint-Pierre-sur-Dives 修道院長 Haimon のそれと、Rouen 大司教 Hugues d'Amiens のそれである。今差当り後者の、Amiens 司教 Theodoricus 宛一一四五年の書簡を訳出してみよう。

「……〔前文略〕……」

主の大いなる御業が、その「主の」全意志をもつて求められている。

Chartes では humilitas 「をつくつて」建設されつつある教会堂の現場へ、四頭立て荷車や、二輪荷車を引き始めた。而して彼らの humilitas は奇蹟によつて輝くにいたり、且それら(奇蹟)は、数多く、いたる所で〔起つたと〕云われる。我々の Normania もついに興奮した。我々の「ノルマンディ人」は、先ず我々から祝福を受け、そして従来慣行して来たように、誓願を果たす。そして〔Chartes の場合と〕同様の形式で、司教区毎に、それぞれの教区の母教会に参集し始めた。「その際の」掟は次の通りである。即ち何人と云えども、先ず告白をなし、贖罪を果たすにあらざれば、「更に」怒りと悪意とを捨てるにあらざれば、その講(comitatus)に参加し〔得〕ない。彼等は先ずその敵と和解し、平和を確立する必要があつた。これらの手続きが先ずなされた後に、彼らのうちの一人が先達(princeps)に立てられる。その命令下に、彼らはへり下つた態度で沈黙のうちに(in humilitate et silentio) 各自の肩で四頭立て荷車を引く。そしてこの奉献(oblatio)をなすに際しては、笞刑の苦行と涙とを伴わぬものでもない。

上述の三項、即ち告白と贖罪、次にすべての悪意との和解、そして従順をもつて humilitas に至るべき事を、彼らが我々の許に来るに際して我々は彼らに要求している。又かくて形成された「講」が、旅の道すがら我々の許に立寄る際、更に我々の教会内に奇蹟が繁く行われた際には、尚更同様に、これら三項目が果されて居れば、我々は彼らを敬

虔に免除し、解除し、祝福する。

……………〔中略〕……………

而して我々は、我々の〔司教区民〕に、我々の司教区外に出る事を許可している。しかし被破門者及び秘蹟授受停止中の者が彼らに混入することを禁じている。」

この書簡は、一一四五年当時に《Humilis》という名で呼びならわされた一種の信徒組合(講、conventus)が盛んに結成されている事、及びその結成手続等を明らかにしている。この限りではこの種の講が、それぞれの教区の教会堂建築に当たったのか、それともその何れもが Chartes に向つたかは明かではない。十二世紀の他の現場、例えば Laon に、この種の人々が雑役に従事していた事は明かである。しかしこの書簡の文意全体、特に末尾は、これらの講がすべて Chartes に向つたとする解釈を支持するようにも思われるし、現行の各カテドラルのモノグラフィも、こうした暗黙の諒解の下に Chartes を特殊化し、又十二世紀前半の如上の記事をもつて、一一九四年以後の現場をも類推してはいないだろうか。

他に史料のない現在、我々に次のような仮定が許されるであろう。即ち、十二、三世紀を通じて、各カテドラルの建設現場には、それぞれこの種の講が存在はした。しかしその数や、その熱狂度において Chartes は他を圧して人口に膾炙していた。

最後にこうした熱狂が、特に Chartes において見られた理由を問うことによつて、如上の仮定は裏づけられる。この要素は、恐らく今日に到るまで Chartes 巡礼の慣行を交えている対象物、即ちその地下——いわゆる Fulbert の crypte——をめぐる伝承をさぐるることによつて見出されるであろう。そしてその伝承は、この地下にかつては「ドルウィッドの洞窟」(grotte druidique)があり、其処にドルウィッド達がキリスト生誕以前にすでに、イザヤによつて予言された「身に

「もるべき処女」(Vierge devant enfant, Virgo paritura)の像を拜するために集まる慣習を有したと物語っている。<sup>(27)</sup>この伝承は明かに、カエサルのガリア戦記に語られた、Carnutes 地方が全ガリアの中心にあり、而して其処が年に一度ドゥルイッド達が参集する聖地であると言ふ記憶と、「身ごもるべき処女」崇拜の慣行の結合体である。そして後者は、十二世紀前半の Nogent-sous-Coucy<sup>(28)</sup>と一二〇一年の Limoges<sup>(29)</sup>と<sup>(30)</sup>、その痕跡を残している。他方我々は Chartres の現カテドラルが、如何に Fulbert の crypte を尊重しながら建設されたかを知っている。<sup>(31)</sup>

以上の諸事実から、我々は、旧いケルト時代のガリアの聖地の記憶と、当時次第に一般化しつつあつた「身ごもるべき聖処女」の崇拜とが Fulbert の crypte において結びつき、此処と、その上に建設するべきカテドラル——Notre-Dame——に、広範囲にわたる特殊な関心と呼びおこしてゐたと結論することが許されよう。

以上の概観は次の如くに要約し得る。これらカテドラルの設計者、棟梁、工人等は、特に corporation を結成することなく、個別契約で招かれ、それぞれに技術を競つた。そして特に専門的知識又は技術を要しない労働力の全部又は一部を、信徒の一種の講がまかなつてゐた。その際に或は専門家を選択し、招聘し、或は各地から現場に参集する講を統率し、更にそれらすべての費用を調達しまかたつた母体は何であつたらうか。それは疑もなく司教座聖堂参事会であり、その上に司教或は大司教が君臨する訳である。カテドラルの様式その他の最終決定は、現場の側ではなく、その意見を徴し乍らも、これら司教座聖堂参事会又は司教、大司教自身の側で行われたのは当然である。従つて以下それらの考察が続いて行われねばならない。

#### 註

- (1) Labyrinth とは、身廊部舗石のほぼ中央に描き出された複雑な線状紋である。Reims では、第三・第四梁間に存在し、Amiens では、ほぼ第二梁間に存在したが、Chartres に現存するものから類推して、銅によつて縁どりされた白大理石板の帯が一種の渦巻紋の迷路をえがき乍ら、外縁から、次第に中央



に向つていたものと考えられる。

その用途は、貧者の巡礼にあてられて居り、聖地巡礼に出る経済的余力を有せぬ人々が、この線にそつてひざまずいて次第に中央にむかつて進行し、全行程を終えることにより、ほぼイエルサレム巡礼を行ったに等しい恩寵と宥免(indulgentia)を得ることが出来ると信じられた。今日現存するのは、Chartres, Bayeux, Saint-Quentin, Saint-Euverte d'Orléans の四ヶ所、かつては Reims, Amiens 以外にも Sens, Arras 及び Saint-Bertin 修道院教会堂等に存した。最後のものは、今日 Saint-Omer のカテドラルに残存する。尚 Chartres では、Labyrinth の中央石板が失われている。

Boinet, *op. cit.*, p. 10, n. 2; Jean Gimpel, *Les bâtisseurs de cathédrales*, 1959, p. 51;

Demaison, *op. cit.*, p. 15.

- (2) Gimpel, *op. cit.*, p. 51. この銘文の部分は一八二八年に一応撤去され、後に一八九四年に、古記録に従つて再現された。中央石板の現物は今日 Musée de Picardie に存するが、毀損がはなはだしく、そのものから銘文を解読し得ない。現存身廊部第二梁間にあるものは、従つて十九世紀末の模造品である。

(Boinet, *op. cit.*, p. 10, et n. 1.)

訳出した銘文は上掲 Gimpel によつた。

- (3) 前註に記した如く、今日の中央石板は一八九四年の模造品である。仮にこれが原初のものであるに写してゐるにしても、これも亦磨滅が甚だしく、細部を明瞭にし得ない。当該部分は八

角形で、黒大理石を地とし、周辺の内側に白大理石の帯をおいて銘文を記し、その内側に放射状に四人像を配し、その間を四天使が区切つてゐる。四人像及び四天使は白大理石で作られてゐる。

四人像中、祭室部に最も近い一人は、その司教帽、司教杖及び司教祭服によつて、司教像である事が明かであり、恐らく通説の如く Evard de Fouilloy その人であろう。残りの三人は、何れもカブシヌ外套をまとい、それぞれ右手に別箇の象徴的物件を持つてゐるが、それらが何を示しているかを明かにし得ない。何れにせよ、これら三人が、Evard de Fouilloy の如き大司教や又は之に準ずる高位聖職者でない事は明かである。

Reims の Saint-Nicaise の棟梁 Hue Libergier (又は Hugues Libergier) の墓石が、Saint-Nicaise が革命の際に破壊されたため、今日 Reims のカテドラルの北袖廊内にあるが、此処に描かれてゐる Hugues Libergier (+1263) は、同じくカブシヌをまとい、右手に指揮杖、左手に教会の模型をもち、足許の左手には曲尺、右手にはコンパスを配する。Amiens の中央石板には、かかる明白な象徴物が存しないが、少くとも服装の点からは上記三人を建築家に非ずとする根拠はなご。 Cf. Stein, *Les architectes*, pp. 71, 73; Boinet, *op. cit.*, p. 10.

- (4) Stein, *op. cit.*, pp. 21-22; Aubert, *La Cath. de Chartres*, p. 10; Cf. aussi Du Cange, *Glossarium*, t. VI, p. 171, v° «MAGISTER OPERIS».

- (5) Stein, *op. cit.*, pp. 67-68.
- (6) 筆者の知る限り、Luzarches は Seine-et-Oise 県、Paris の北方三料。
- (7) Reims の中央石板は、一七七八年に千リーヴルの費用をかけて撤去されたが、十六世紀の Jacques Cellier がそのデッサンを残し、十七世紀に司教座聖堂参事会員 Pierre Cocquault (1645) がその銘文のテキストを残した。中央石板の形は四角型の四隅に多角型の張出しをつけ、Cocquault 当時すでに相当磨滅していたらしい。その製作年代は Amiens のそのの直後、一二九〇年頃と推定されているが、今日においては、その復原に Cellier, Cocquault の古記録を利用する他はなほ。Demaison, *op. cit.*, pp. 15-16. 尚以下の記述は、主として Demaison, *loc. cit.*, p. 24<sup>90</sup>。
- (8) Stein, *op. cit.*, p. 72; Demaison, *op. cit.*, pp. 18-19. Orbais (現名 Orbais-l'Abbaye) は Reims の南西に Eprenay 經由五十料の距離にある。Canton de Montmort, Arrondissement d'Épernay. 六八〇年創建のベネディクト会修道院があり、現会堂は十二世紀末のものである。従つて Jean d'Orbais はこの修道院附属教会堂の工事にまたまわつてゐた可能性もある。更に Stein, *loc. cit.* は、彼が Saint-Remi de Reims で apprentissage にたずねわつてゐた可能性をも推定するが、これは Saint-Remi の頭部が Orbais のそれに酷似するという事実からの推測である。尚彼が Reims 最初の棟梁であつたであらうとの推測は、次の事実によつても裏づけら

ゴティック古典様式カテドラルの成立とその背景(上) (森)

- れる。Cocquault は、その記録中に、彼が一六四二年十月に祭室部の、司教館礼拝堂と向いあう支持構造の間に一墓石を発見した事を記している。その銘文は、*maître Adams qui fut maître de l'oeuvre* であるが、この Adams は、或は Jehans の誤読ではなかつたかと考えられる。もし然りとすれば、彼は正に彼が建設したカテドラルの一部に埋葬された事になる。
- (9) Demaison, *op. cit.*, p. 18; p. 24. は、*を*したる理由を掲げることなく、前者(p. 18)におつては Jean le Loup を、後者(p. 24)におつては Gaucher de Reims を先にする。通説は本文に述べる如くであり、筆者が通説をとる理由も亦本文中のべる。Cf. Stein, *op. cit.*, pp. 72, 75; Gimpel, *Les bâtisseurs*, p. 131.
- (10) Demaison, *op. cit.*, p. 17. Cellier のデッサンによつて Demaison, *op. cit.*, pp. 14, 28. Robert de Coucy によつて説的に Reims を建設した建築家であつた。これは特に十八世紀の「ランヌ史」の作者 Anquetil によるもので、Viollet-le-Duc, *Dictionnaire* によつて受けられた。
- (11) Merlet, *op. cit.*, p. 28.
- (12) Stein, *op. cit.*, p. 75.
- (13) 十二世紀におつても、カテドラルの建築家がほぼ同様の歴史をくたつてゐる事は恐らくは Sens で教育され、Canterbury の棟梁となつた Guillaume de Sens の例で明かである。拙稿「初期ゴシックの成立」p. 45; Cf. aussi, Gimpel, *Les bâtisseurs*, p. 145 et sq.

- ⑨ J. Gimpel, *La liberté du travail et l'organisation des Professions du bâtiment à l'époque des grandes constructions gothiques*, Revue d'histoire économique et sociale, XXXIV<sup>e</sup> vol., 1956, n<sup>o</sup>3, p. 303 et sq. は別の視角から、即ち教会堂建築家の契約締結やその破棄が自由であった事、或はその共通の statut の存在やない間——Paris の Le livre de métiers d'Etienne Boileau に含まれる 101 métiers 中にその明瞭には示されていない——更に彼らの住居が、他の métiers に属するもののがそれが一區劃にわたって反つて、散在する事等から、その時代の教会堂建築家の corporation 存在を肯定しようとする。

⑩ 前面の三枚のドローイングから契約文書は残存しなすが、Rouen の registre capitulaire に於ける一三六二年の文書を掲げる (cité par Stein, *op. cit.*, p. 24)。

⑪ Johannes de Paris, lathomus, juravit se fideliter exercere officium apparatoris secundum consuetudinem legalem hujus officii: 》

「建築家 Johannes de Paris の apparator の職に、この職に正當ナル慣習に従って忠実に遂行することを誓ふ。」

⑫ Stein, *op. cit.*, pp. 28-35. は多くの例を挙げている。

⑬ Cf. Lot, Fawtier, *Histoire des institutions françaises au moyen âge*, t. III, *Institutions ecclésiastiques*, Paris, 1962, liv. II, *Les institutions ecclésiastiques en France du milieu du XII<sup>e</sup> au début du XIV<sup>e</sup> siècle*, par J. Gaudemet, p. 189.

司教座聖堂参事会員は聖職者でなくてはならない。任命に際して、然らざる時には、彼はその職を受けるに先立って、叙任を受けねばならない。俗人がこの職に任命される事は必ずしもあり得ぬ事ではなく、特に当時はそのけじめが曖昧であったように思われる。前註⑨に掲げた文書中 lathomus Johannes de Paris が特に apparator に任ぜられたのは、同文書中の他の二名の司教座聖堂参事会員が magistri operarium であったのと区別するためである (Stein, *loc. cit.*)。こうした事実が間接的に本文の論旨を支えるであろう。

⑭ Gimpel, *Les bâtisseurs*, p. 132.

⑮ Gimpel, *La liberté du travail*, p. 306.

⑯ Merlet, *op. cit.*, pp. 18, 28.

⑰ Demaison, *op. cit.*, pp. 10-11; Boinet, *op. cit.*, pp. 9-10.

⑱ Merlet, *loc. cit.*; Voir aussi Aubert, *La cath. de Chartres*, pp. 9-10; Levasseur, *Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France avant 1789*, 2<sup>e</sup> éd., Paris, 1900, p. 403, n. 2, p. 404, n. 1.

⑳ Haimon, abbé de Saint-Pierre-sur-Dives (apr. 1140-av. 1148) の イギリスの Turbury の修道士に宛つた一四五年の書簡が、フランスの教会堂建設の熱狂的な群衆の奉仕を促している。Delisle の刊本が Bibliothèque de l'École des chartes, XXI, p. 120-139. に於ける、差紙に参照し得る。Cf. Aug. Molinier, *Les sources de l'histoire de France des origines aux guerres d'Italie (1494)*, t. II, Paris, 1902, p.

59, n°1209.

⑧ Hugonis Ambianensis, Rothomagensis Archiepiscopi, *Epistola*, Migne, *Pat. Lat.*, t. 192, col. 1122-1134, n°X, *Ad Theodoricum Ambianensem episcopum. — De hominibus qui vice iumentorum trahant carpenta ad aedificandas ecclesias.*

Reverendo Patri Theodorico, Ambianensium episcopo, Hugo Rothomagensium sacerdos, prosperari semper in Christo.

Magna opera Domini exquiesta in omnes voluntates eius! Apud Carnotum coeperunt in humilitate quadrigas et carpenta trahere ad opus ecclesiae construendae. Eorum Humilitas etiam miraculis corruscare, haec fame celebris circumquaque pervenit. Nostram denique Normaniam exclavit. Nostrates igitur benedictione a nobis accepta, illuc usque profecti sunt, et vota sua persolverunt. Deinde forma simili ad matrem suam Ecclesiam in dioecesi nostra, per episcopatus nostros, venire coeperunt, sub tali proposito, quod nemo in eorum comitatu veniret, nisi prius data confessione, et poenitentia suscepta; nisi deposita ira et malivolentia, qui prius inimici fuerant convenirent in concordiam, et pacem firmam. His praemisissis: unus eorum princeps statuitur, cuius imperio in humilitate et silentio trabunt quadrigas suas humeris suis; et praesentant

oblationem suam non sine disciplina et lacrymis.

Tria illa quae praemisimus, confessionem videlicet cum poenitentia, et concordiam de omni malivolentiae et humilitatem veniendi cum obedientia, requirimus ab eis cum ad nos veniunt, eosque pie recipimus, et absolvimus, et benedicimus si tria illa deferunt, dum sic informati itinere veniunt, quandoque et in Ecclesiis nostris quam maxime miracula creberrima fiunt. De suis etiam quos secum deferunt infirmis, et reducant sanos quos secum attulerunt incalidos. Et nos permitimus nostros ire extra episcopatus nostros, sed prohibemus eos ne intrent ad excommunicatos, vel interdictos.

Facta sunt haec an. incarnati Verbi 1145. Benevale.

Hugues d'Amiens 1145年モリニエ, *op. cit.*, II, p. 198, n°1895.

⑨ 拙稿「初期キリシタン教会の成立」p. 38. 及び註⑧。

⑩ 1145年の伝承及び解釈に「ラベレ」

R. Merlet, *La Cathédrale de Chartres et ses origines, à propos de la découverte du puits des Saints-Forts*, Revue archéologique, 1902, II, pp. 232-241. 參照。

⑪ C. Iuli Caesaris, *De bello Gallico*, VI, 13, 10.

⑫ Guibert de Nogent, *De vita sua*, lib. II, cap. 1, Migne, *Pat. Lat.*, t. 156, col. 893-897, surtout 895-896. 註記した Guibert de Nogent 自身の一節の概要は以下の順

りである。Novigentum (Nogent-sous-Coucy) には古い異教時代の墓苑があり、それらに関する伝承が伝わっている。かつてブリタニアの大王が、キリスト生誕の啓示を受け、イェルサレムに赴く途上この地に立寄った。しかして「古来の伝承によれば」其処に「神き身をもるべき処女の聖神殿」(virgini Deum pariturae sacrum fanum) があつた。その王は聖地に赴いて受洗し、他の聖遺物とともに「主がそれによつて下された」と云われる神の母の肌着」(de camisia Dei Genitricis, in qua, ut dicitur, Dominum enixa fuerat) を請ひよけた。そしてその王は、帰途 Nogent-sous-Coucy で死に、此処に葬られた。そして此処にその遺物の埋葬を中心として、修道院が建設されるに至る。

Guibert de Nogent, *De vita sua*. 三卷一その第二巻が Nogent-sous-Coucy 修道院史にまつていふところの成立年代は 1114—1115 頃。Molinier, *op cit*, I, n° 1856, p. 186.

⑧ 上の *Légende dorée* の一節は、N. de Wailly, *Eléments de paléographie*, t. II, Paris, 1838, fac-simile, Pl. VII, n° 1. に採録されている。Saint-Marcial de Limoges の 1101 年に作製された一写本の一節は、n° de Wailly は Bibliothèque du Roi, Ancien fonds latin, n° 2770, in-4°, folio 261 v°, lignes 4-14. と出典を掲げているが、今日の Bibliothèque Nationale の分類番号を筆者は詳らかにしない。内容は次の如

くである。Augustus 帝の治下に、約十二年間平和が続いたので、平和の神殿を建設した所、アポロの神託で、この神殿は処女が身をもるまで立ち続けるであろうと告げられた。当時の人々にこの事は、「身をもるべき処女」(virgo paritura) は存在不可能であるから、永遠と考えられた。文面は三欄に分たれているが、その原文は左記の通りである。

第一欄

Romanu, tempore Augusti, quia pax fuit continua fere per duodecim annos, templum pacis edificaverunt, quod pulcherrimum erat in oculis

第二欄

hominium et mirabilissimum; qui consulentes Apollinem de duratione illius templi acceperunt ipsum duraturum quousque pareret virgo.

第三欄

Hoc audientes, eternum esse crediderunt, quia impossibile eis videbatur de virgine paritura.

⑨ Merlet, *La cathédrale de Chartres*, p. 30. 現カテドラル祭室部に見られる不整合——放射状祭室の不適合、柱間隔の不一致、祭室部廻歩廊穹窿の左右非対照等——は、crypte のプランに合せてこの部分を設計建設しようとした為である。

## LES CATHÉDRALES GOTHIQUES CLASSIQUES AU XIII<sup>e</sup> SIÈCLE ET LEUR FOND SOCIAL

—Les cathédrales de Chartres, de  
Reims et d'Amiens—

(Première partie)

par Hiroshi MORI

Les cathédrales de Chartres, de Reims et d'Amiens, dont la plupart furent construites sous les règnes de Philippe-Auguste, Louis VIII et Saint-Louis, doivent être nettement distinguées des premières églises gothiques du XII<sup>e</sup> siècle, et à la fois des églises rayonnantes qui succèdent immédiatement à ces trois cathédrales. Elles atteignent l'apogée de l'architecture gothique ; leurs dimensions sont surtout gigantesques. Leurs traits caractéristiques, c'est-à-dire les voûtes barlongues en quatre parties, l'élévation aux trois étages et le chœur avec le déambulatoire et les chapelles-rayonnantes, dont les deux derniers éléments sont d'origine clunisienne, rendent classiques ces trois cathédrales, non seulement en France, mais aussi dans toute l'Europe.

On n'a jamais douté que le style gothique était exclusivement celui des Capétiens, et que son expansion ne dépassait point le domaine royal ou les principautés de la couronne. Il nous faut maintenant constater cette opinion couramment admise en examinant les rapports

